

報告事項 1

説明資料

令和7年12月19日

第251回都市計画審議会

富士見台一丁目公園の都市計画原案について

1 概要

富士見台一丁目の生産緑地約0.47haの区域について、レクリエーション機能の充実およびみどり豊かな景観形成を図るため、つぎのとおり都市計画公園に追加する。

2 都市計画の変更内容

P3のとおり

3 今後の予定

令和7年12月19日 練馬区都市計画審議会へ原案報告

12月22日～令和8年1月19日

都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付

1月7日 都市計画原案の説明会

1月27日 都市計画原案に係る公聴会

(公述の申出があった場合)

2月 東京都知事協議手続

都市計画案の公告・縦覧、意見書受付

(2週間)

3月 練馬区都市計画審議会へ付議

都市計画変更・告示

4 添付資料

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 都市計画の原案の理由書 | P 2 |
| (2) 計画書 | P 3 |
| (3) 位置図 | P 4 |
| (4) 計画図 | P 5 |
| (5) 現況写真 | P 6 |

5 その他

都市計画変更の告示後、「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）」における「優先整備区域」として位置付ける手続を行う。

都市計画の原案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 練馬第2・2・150号 富士見台一丁目公園

2 理由

練馬区都市計画マスタープラン（平成27年12月改定）では、本計画地のある富士見台一丁目を含む第3地域は、生産緑地や憩いの森などの民有地のみどりは残っているものの、地域全体の緑被率は減少しているため、今後も公園の整備等を推進するとともに、公共のみどりと、住宅地など民有地のみどりの保全と創出を課題としている。

練馬区みどりの総合計画（令和6年3月改定）では、暮らしに潤いをもたらす身近な公園づくりを進めることとしている。

また、本計画地は、東京都都市計画防災街区整備方針において防災再開発促進地区に位置付けられているほか、区の地方版総合戦略である第3次みどりの風吹くまちビジョン（令和6年3月）において、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地域として、防災まちづくり推進地区（富士見台駅南側地区）に指定し、建築物の耐震化・不燃化等を促進するとともに、オープンスペースの確保など、防災性の向上に取り組んでいる。

本計画地は、住宅地内に位置する約0.47ヘクタールの生産緑地で平坦なオープンスペースであり、公園として整備することにより地域住民の利便性や居住環境および防災性の向上等に寄与する。

こうしたことから、当該地域におけるレクリエーション機能の充実および豊かな景観形成ならびに防災性の向上を図るため、本計画地約0.47ヘクタールを都市計画公園に追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画公園の変更(練馬区決定)(原案)

東京都市計画公園に練馬第2・2・150号富士見台一丁目公園をつぎのように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	練馬第2・2・150号	富士見台一丁目公園	練馬区富士見台一丁目地内	約0.47ha	園路、広場等

「区域は計画図表示のとおり」

③

理由

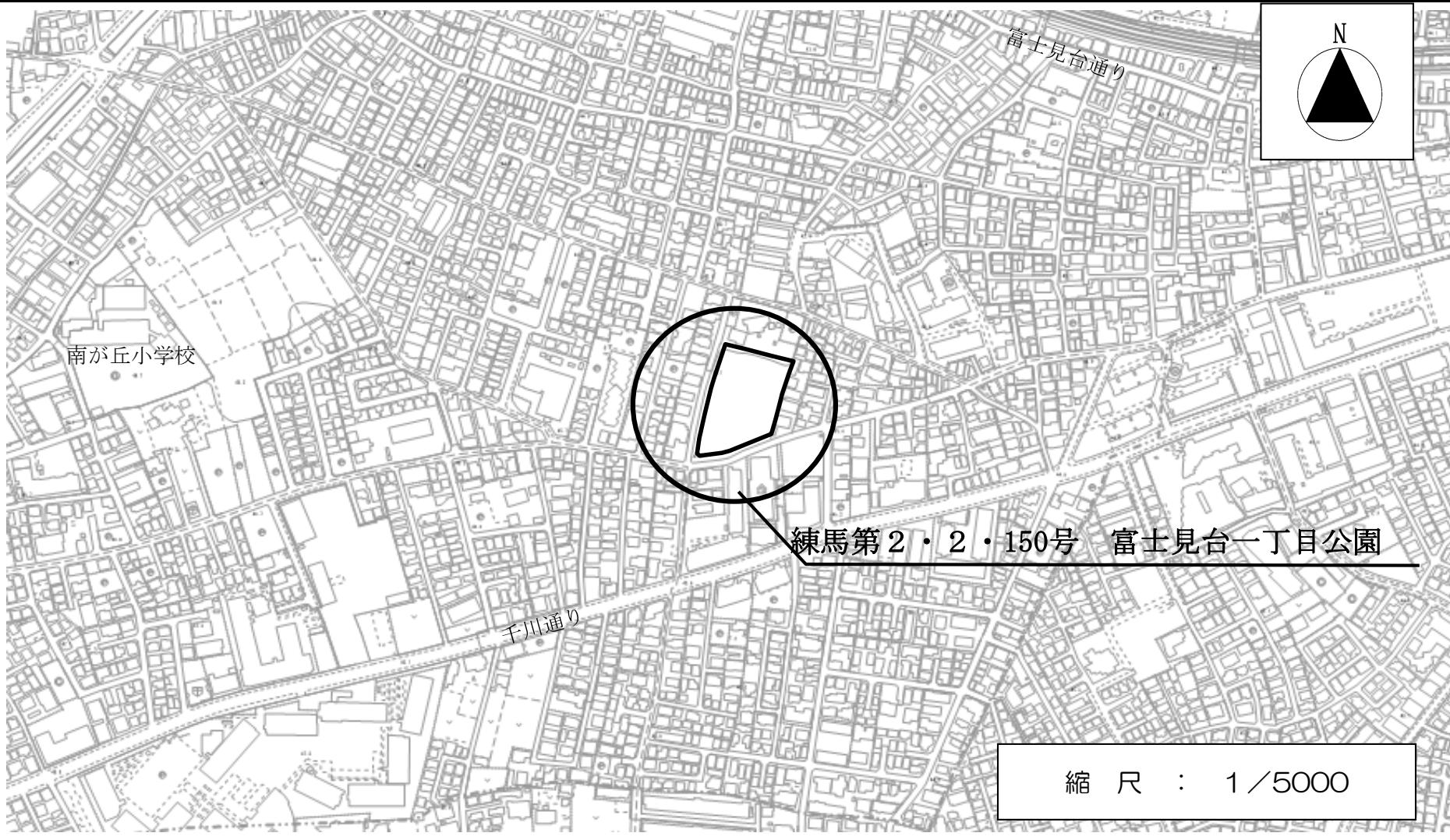
公園の配置について検討した結果、レクリエーション機能の充実およびみどり豊かな景観の形成を図るため、上記のとおり公園を追加する。

新旧対照表

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	練馬第2・2・150号	富士見台一丁目公園	練馬区富士見台一丁目地内	約0.47ha	追加

東京都市計画公園 練馬第2・2・150号 富士見台一丁目公園 位置図 [練馬区決定]

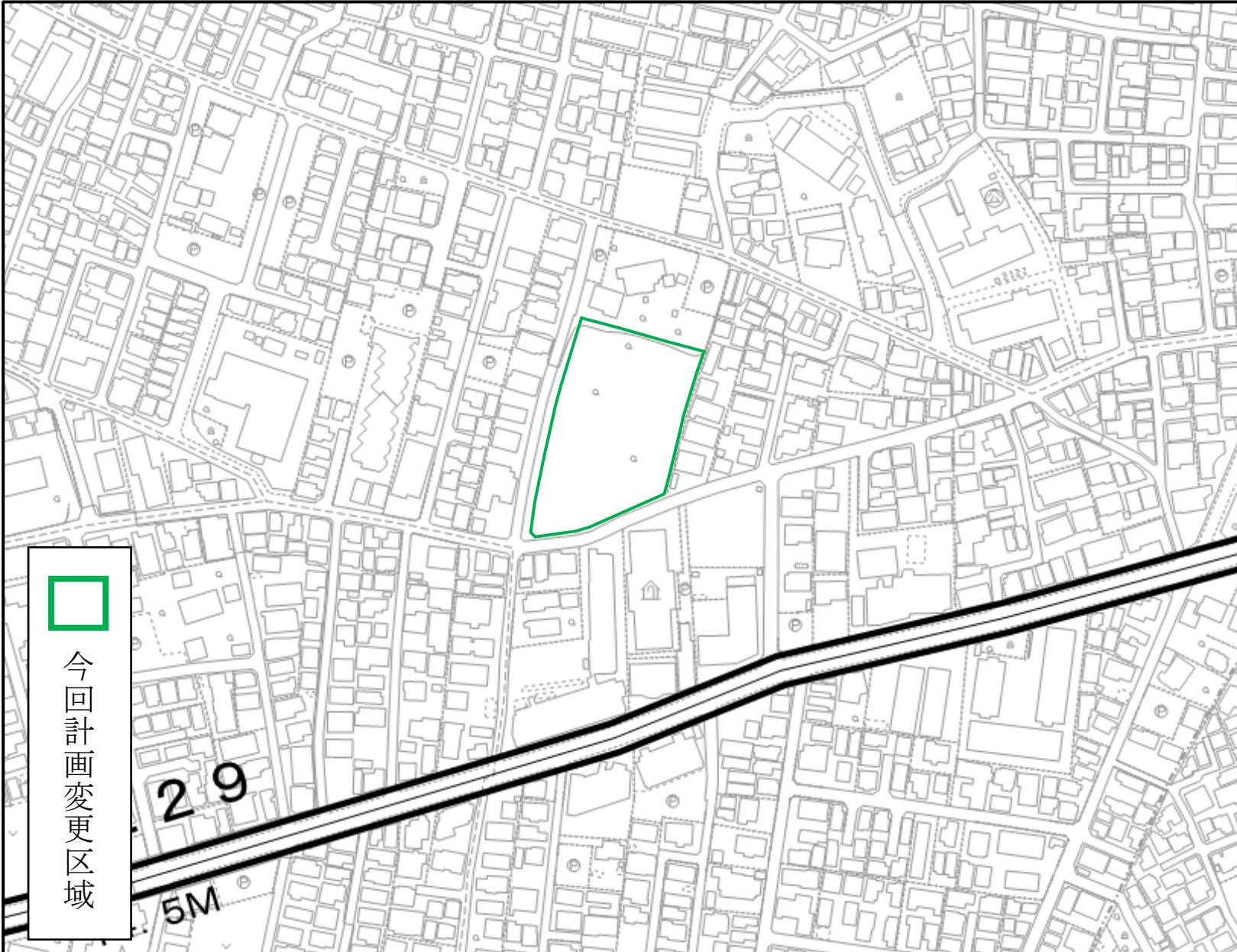
原案



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

東京都都市計画公園計画図(原案)
練馬第二・二・百五十号 富士見台一丁目公園

縮尺二千五百分の一



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用(承認番号:7 都市基交測第 43 号)して作成したものである。

無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

(承認番号) 7 都市基街都第 100 号、令和 7 年 6 月 11 日

東京都市計画公園 練馬第2・2・150号 富士見台一丁目公園 現況写真



6

